　1002-09-02



一般社団法人日本原子力学会

社会・環境部会　部会賞表彰細則

平成28年9月8日　第35回社会・環境部会全体会議承認

（目的）

第１条　本細則は「社会・環境部会規約」第1条，第3条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」（0110）第1条に基づき，社会・環境部会部会賞（以下，「部会賞」という）の制定およびその選考と表彰について定めることを目的とする。

（趣旨）

第２条　部会賞は，社会・環境部会の設置趣意書に合致する顕著な貢献を表彰の対象とする。貢献には，実際の活動に加えて，研究会等での論文発表・講演会での講演等をも含むこととする。

２　部会賞の種類，要件，対象等については，別途定める。

（選考方法）

第３条　受賞者の選考は，運営小委員会にて，推薦および自薦の書類に基づいて審査し，決定する。

（表彰時期）

第４条　部会賞の表彰は，原則として「春の年会」または「秋の大会」において，部会長がおこなう。

（選考結果報告）

第５条　表彰決定後，選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

（改定）

第６条　本細則の改定は，社会・環境部会運営小委員会が決定し，社会・環境部会全体会議，部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

（補則）

第７条　本細則に定めるもののほか，部会賞の実施に必要な事項は，部会運営小委員会の協議によるものとする。

附則

１　平成24年3月21日　第26回社会・環境部会全体会議制定，同日施行

２　改定履歴

①　平成16年12月15日　社会・環境部会表彰規定として運営委員会にて制定

②　平成17年3月16日　運営委員会にて改定

③　平成17年3月16日　運営委員会にて改定

④　平成17年3月16日　運営委員会にて改定

⑤　平成17年3月16日　運営委員会にて改定

⑥　平成24年3月21日　学会管理の内規に変更　第26回社会・環境部会全体会議制定

⑦　平成28年9月8日　「社会・環境部会部会賞表彰細則」に変更　第35回社会・環境部会全体会議承認，平成28年10月17日　部会等運営委員会メール報告，平成29年3月21日　第7回理事会報告

附則

１　平成28年9月8日承認の細則は，社会・環境部会運営小委員会承認の日から施行する。